

## 行政不服審査制度検討会議事録（第13回）

1 日時 平成19年5月10日（木）10時～12時

2 場所 九段合同庁舎8階 第2会議室

3 出席者

（参集者） 小早川光郎座長、稲葉馨座長代理、今川晃先生、小幡純子先生、高橋滋先生、藤村誠先生、前田雅子先生、和久井孝太郎先生  
(座長、座長代理以外は五十音順)

（警察庁） 河合長官官房参事官、早川長官官房総務課課長補佐

（内閣府） 濱西情報公開・個人情報保護審査会事務局総務課長、山田情報公開・個人情報保護審査会事務局総務課課長補佐

（外務省） 清水大臣官房総務課情報公開室長、山谷大臣官房総務課情報公開室首席事務官、佐野村大臣官房総務課事務官

（文部科学省） 高橋大臣官房総務課行政改革推進室長、植木大臣官房総務課行政改革推進室室長補佐、三輪大臣官房総務課行政改革推進室専門官

（防衛省） 原大臣官房文書課防衛部員、渡野人事教育局人事制度課防衛部員  
（防衛施設庁） 山口総務部総務課法規第二係係長

（事務局） 宮島官房審議官、上村行政情報システム企画課長、水野行政手続・制度調査室長、佐竹行政手続・制度調査室課長補佐、加藤行政手続・制度調査室行政手続専門官、平野行政手続・制度調査室課長補佐

4 議題

(1) 開会

(2) 警察庁ヒアリング

(3) 内閣府ヒアリング

(4) 外務省ヒアリング

(5) 文部科学省ヒアリング

(6) 防衛省ヒアリング

(7) 閉会

**【小早川座長】**

それでは、時間ですので、これより行政不服審査制度検討会第13回会合を開会いたします。本日は、警察庁、内閣府、外務省、文部科学省、防衛省についてヒアリングを行います。

まず、ヒアリングに入る前に、手元の資料について事務局から御説明をお願いします。

**【水野室長】**

今回の資料ですが、議事次第のほか、資料1として警察庁、資料2として内閣府、資料3として外務省、資料4として文部科学省、資料5として防衛省から提出されておりますヒアリング説明資料をお手元にお配りしておりますので、御確認ください。また、前回までにお配りしました資料などにつきましても卓上に御用意しております。

以上でございます。

**【小早川座長】**

それでは、まず警察庁のヒアリングを行いたいと存じます。

本日はお忙しいところをどうもありがとうございます。ヒアリング用の説明資料が提出されておりますので、初めに、それに基づいての御説明をお願いします、その上で各先生から御質問等をいただきたいと思います。時間的には、全体で約30分程度を予定しております。

それでは、よろしく願いいたします。

**【警察庁（河合）】**

警察庁でございます。本日は、このような機会を与えていただきまして、ありがとうございます。

私どもからまず最初に申し上げておきたいことは、国の機関としての警察庁及び都道府県警察の両面からお話をしたいということでございます。

といたしますのは、警察庁の立場で申し上げる部分につきましては、まさに他の省庁と同じような議論があるかと思っておりますけれども、特段我々として、行政機関の実情に沿った議論をする場合には、都道府県警察は、非常に規模がばらばらであることと、それから、非常に大量行政であることをぜひ御理解いただきたいと思いますということでございます。

ただ、大量行政といいましても、都道府県警察の規模によって、警視庁と沖縄、あるいは警視庁と大分では、相当に規模が違いますので、それぞれに対応した形で、区分といたしますか、類型ごとに考えていただけないかということが最初のお願いでございます。また、

これから申し上げることも、こういった規模に応じた対応がぜひできないのかということを考えていただければと思うところでございます。それらを順次申し上げてまいりたいと思います。

まず、「第2の1関係」以降申し上げているところでございますけれども、ここで申し上げているのは「審理担当官の指名」という観点でございます。これも「行政機関の実情に合わせ」と言っている場合の「行政機関」というものにつきましては、警察庁ですと、やっぱり各省庁と並び、例えば個人情報保護とか情報公開といったことをやっているラインで、同じように審理担当官を指定することが考えられるのではないかと考えているところでございます。一方で、それでは都道府県警察ではどうかといったときに、数が極めて少ないところについては、審理担当官を独立に置いたところで、やることがあまりにもないというところがあるかと思えば、警視庁のようにものすごく多いことから、審理担当官が相対的に独立すべきだという以上に、独立しないと仕事は進められないというところもございまして、そういう意味で、ここに書いておりますことは、行政機関の大きさ、あるいは種類によってさまざまであることをぜひ御留意いただいて審理担当官の指名を考えるということをごささしていただけないかということが1つの現実的な議論として申し上げたいところでございます。

それから、「第2の2関係」で申し上げているところは、大量ということをごささすけれども、これは先生方御存じのとおりでございますけれども、まさに運転免許に関する処分につきましては、後で申し上げますけれども、何といたっても数千万の運転免許人口に対応するというものでございまして、どうしても書面審理主義を原則として考えていただくということをごささなければならぬということでございます。単純に口頭審理主義というものにするとおっしゃると言われてしまいますと、まさに調整に要する事務負担が非常に大きくなり、極めて大変になるということでございます。これが「第2の2関係」で書いてあるところでございます。

では、警察庁ではどうなのかといいますと、警察庁で対応している件数は、暴力団の指定と、それから犯罪被害給付の関係といった、大きく2つの場面だけでございまして、それほどの件数があるということでは必ずしもありませんので、どちらかといいますと、この問題は、運転免許の関係といった都道府県警察での問題とお考えいただければと思うところでございます。

それから、「第2の3関係」でございますけれども、この閲覧請求につきましては、情報

公開法と同じように考えていただき、情報公開法の不開示事由と同様の事由で閲覧請求を拒否することができるというようにさせていただけないかということのお願いでございます。

4の「第3の1関係」でございますけれども、この部分につきましても、できる限り大量行政という部分の対応につきましては、書面を郵送する方法等、柔軟な方法で行うことができるようにする必要があるのではないかという意見でございます。これにつきましては、最近の裁判員の問題にしても、あるいは裁判の合理化等々の中でも、事前にある程度調整をすれば、逆に迅速化が進むのだという議論はあるかもしれませんが、あまりにも大量でどうしようもないということになりますと、その調整だけで相当な事務負担がかかってしまうということになりますので、結果、迅速化を図ろうとするシステムが迅速化に逆に資することにならないことがあり得ますので、その意味で、この部分につきましては、まずは書面を郵送する方法といった、あるいは電話連絡といった柔軟な方法ができないのかということをご検討いただければと思うところでございます。

それから、「第5関係」でございますけれども、これにつきましては、行政事件訴訟法で出訴期間が延長されたことに対応した御議論だと理解しているところでございますけれども、これにつきましては、これはどの機関から申し上げるとしても同じなのかもしれませんが、できる限り行政処分の早期安定というのが行政機関としても必要と思っておりますので、取消訴訟の出訴期間と同程度とするという議論だと思いますけれども、これにつきましては、一般的にこういう3カ月ないし6カ月延長するということが決まりだということであるならば、それに対して強いて反論という話ではございませんけれども、できれば最小限ということをお願いしたいというのが行政機関の立場でございます。

それから、「第7の6関係」でございますが、第三者機関に諮問する案件の問題でございますけれども、これもまさに大量案件の問題でございます。これにつきましては件数が少なく、第三者機関に全部やっていただけるというのであれば、第三者機関に警察の話を持っていくことが面倒くさい、あるいは大変なのだということは、警察としても申し上げる必要はないし、申し上げるつもりも全くありません。ただし、諮問する案件が膨大な件数となってしまうために事務処理が遅れることは、不服申立人にとって逆に不便となる可能性がございますので、このあたりをいかに迅速化に資する形にしていくのかという観点から考えていただけないかと思うところでございます。この考え方そのものに反対だとい

うことではないのですけれども、配慮の仕方といいますか、膨大な件数をどう処理するのかについてのお知恵をお貸しいただければと思うところでございます。

これにつきまして、件数の話を最初からずっと申し上げておりますけれども、「理由」として運転免許に関する処分を書いているところでございます。年間の道路交通法に基づく運転免許に関する処分は、ここに書いてございますように93万件でございます。93万件あるうち、この諮問の対象となると考えられます処分が、年間6万件でございます。ただ、この6万件も、現在、数を絞った上で考えている話でございますので、これに、その括弧書きに書いてございますように、さらに道路交通法上、「意見の聴取」を行う手続があり、これを行うことにしております運転免許の停止処分を含めてすべて諮問を行うのだということになりますと、14万件が加わっていくという形になります。そうなりますと、さらに件数が増えてまいります。

また、現在、ちょうど道路交通法の改正を進めているところでございまして、現在、国会に審議をお願いしているところでございますけれども、飲酒運転につきましては今後も処分を厳格化していく方向であり、罰則の強化等々を行っているところでございますけれども、さらに政令以下で処分の厳格化を考えてございます。そうなりますと、年間約6万件でございます現在の運転免許の取消し・申請拒否処分そのものも20万件に増加する見込みでございますので、相当の件数になっていくということでございます。このあたりの大量性をぜひ御留意いただければと思います。

不服申立ての件数は、1,000件でございますので、さらに増えていくことになると、警察の都合で制度改正するからだけではなく、不服申立てがあれば受けるのは当然のことでございますけれども、さらに増えていくことに対応して、迅速な手続、あるいは簡易手続をどういうふうの実現できるのかを考えるためにどうしたらいいのかということのお知恵をお貸しいただければと思っております。このあたりがまさに都道府県警察の話でございます。

ただ、この都道府県警察の話も、これも大量だ、大量だ、大変だ、大変だということばかり言っているのかということになるわけでございますけれども、逆にそれでは小さな県はどうなのかというと、この1,000件についても、ほとんど件数がないような県もございますので、そのギャップが相当にあります。その意味で、手続について弾力性と柔軟性が求められますので、弾力的あるいは柔軟な手続の「幅」を認めていただけることをお願いしたいということでございます。

続きまして、次は警察庁と国家公安委員会の関係の話になってまいりますけれども、(2)は、犯罪被害者等給付金の支給の裁定及び暴力団の指定の関係でございます。これにつきましては、既に法律上の手続としまして「第三者機関が関与する制度」としておりますので、改めて手続を別につくるといふことにならないようお願いしたいと考えてございます。これは、現在、既にある制度でございまして、法律の先生方等々にお入りいただいてやっているところでございます。これは「理由」に書いてございますように、専門委員という制度を置いて、警察法12条の3及び暴対法38条の規定による専門委員という制度によって行っているということでございます。

続きまして、この「第8の2関係」の話は、言わずもがなかもしれませんけれども、現在、「行政不服審査法第4条第1項第6号及び9号に掲げる処分」と書いてございます刑事事件に関する法令に基づいて行う処分等々につきましてですけれども、これにつきましては、引き続き行政不服審査法の適用除外するという形をお願いしたいと考えております。

また、「理由」のところにもう1つ書いてございますけれども、9号の関係につきましては、先般、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の一部の改正が行われ、本年の6月から施行される予定でございまして、これらにつきましては、この刑事収容施設法におきまして警察本部長等に対する審査の申請や、あるいは都道府県公安委員会に対する再申請といった、いわゆる苦情申出手続が既に定められておりますので、あえて新しく制度を加えるということではなく、既にでき上がっているものを利用するという形にさせていただければというのが7の「第8の2関係」でございまして。

次に、「その他」で言っているものでございますけれども、これは一番最初に申し上げたこととも連動するわけでございますけれども、新たな制度に適切に対応するためには、やはり所要の体制を確保することを国及び地方公共団体それぞれに認めていただけるよう考えていただけないかということでございます。

どうしても決裁ラインとして独立させることが制度として必要なのだということになりますと、新たな行政需要が生じることとなりますので、要員の確保という点につきましても御配慮をお願いできないかということでございます。

そのほか、「関係府省等に対して、考え方等を確認しておきたい事項」としてお示されたことにつきましては、それぞれ簡単にお話し申し上げますと、審理担当官につきましては先ほど申し上げたところでございますが、担当部署以外の人を使うのはどうなのかという問題でございまして警察庁ぐらいの件数ですと、それぞれの担当部署の人間を使うこと

になりますと、そのための行政需要があるのかという問題がありますので、長官官房の特定の職員を指定したほうが逆にやりやすいのかなと考えてございます。警察庁ではこれを専門家として位置づけられないかと思っているところでございます。

また、審理等の手続等々につきましては、既に公安委員会規則あるいは警察庁の訓令で定めているものがございますけれども、今回の審理担当官を定める必要があるということであれば、警察庁の長官官房の職員に行わせるというルールを定めていくことを考えたいと思うところでございます。

それから、第三者機関の話でございますが、これも既にるる申し上げたところでございますけれども、都道府県警察の実情をみると、非常に「幅」があることだけは御留意いただきたいわけございまして、大量で大変だ、大変だというところがある一方、逆に件数が少ないので専門家を置く、あるいは制度として独立したものをつくるのが返って非効率になってしまうことがございます。大変だ、大変だという部分につきましては、第三者機関の設置で第三者機関にやっていただくことが合理的かもしれませんし、少ない件数ですと、第三者機関を別につくっていく、あるいは警察のほうでつくっていくことが返って大変だということになるかと思いますので、「幅」に応じて考える必要があるのかと思うところでございます。

警察庁としての意見は、以上のとおりでございます。ありがとうございました。

【小早川座長】

どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明と、それに関連する事項も含めて、御意見、御質問がありましたら、お願いいたします。

【藤村先生】

運転免許の関係で、東京都の件数ですね、これは現在どの程度かと、それが1つ。それから、確認ですけれども、運転免許の取消しは、今は異議申立てということでやっておられるんですか。その2点です。

【警察庁（菅）】

件数を先に御回答いたします。

18年中の運転免許の関係の不服申立てですけれども、警視庁で約280件程度となっております。

【警察庁（河合）】

後半の話は、先生のおっしゃるとおりでございます。

【小早川座長】

ほかに。

【和久井先生】

不服審査について、都道府県警察のレベルでの話なんですけれども、例えば警視庁などは既に不服審査については、日常、専門的にやっている職員の確保を、件数が多いということで行っているようなんですけれども、そのほかの道府県警察で実際にそのような形でやっているところはどのくらい、全体としてかなりあるのか、それとも、警視庁などは非常に例外的なのかということ、現状はどうなんでしょうか。

【警察庁（河合）】

警視庁のように職員を完全に確保して、ある程度独立してやっているというのは、例外的なものだと思います。もちろん、大阪とか、あるいは神奈川とか、一定規模以上のところになりますと、独立した部門で行っていると思います。ただ、運転免許の処分そのものという点については、それぞれ担当の部門で対応しておりますので、他の行政とまじるということはありません。

【和久井先生】

それから、第三者機関の設置の場合ですけれども、おそらくこういった不服審査はかなり件数が少ない県もあると思うんですけれども、その場合、数県の公安委員会が共同でそういった機関を設置するとか、そういったことは現実的に組織的に可能性としてはあるでしょうか。

【警察庁（河合）】

都道府県警察は、あくまでもそれぞれの都道府県の部局で、それぞれ独立しておりますので、一緒に設置するのは難しいのではないかと考えてございます。

【稲葉先生】

今の点に関連してですけれども、そもそも、例えば1つの県単位で考えたときでも、警察庁としてはできればその第三者機関は、一般の県に仮に1つ横断的に第三者機関を設置するとしても、警察関係は別途設けるほうが望ましいというようなお考えはあるんですか。規模、事件の多さとか、そういうことはとりあえず別にしたときに、制度論としてはどうでしょうか。

【警察庁（河合）】



それにつきましては、まさに規模によるということございまして、第三者機関が行うことに対して疑義を差し挟むということではございませんので、件数はあまりないということであれば、一緒にやっていただいて結構だと思います。

【小早川座長】

高橋先生。

【高橋先生】

審査担当官の件なんですけれども、これは例えば非常に小さい規模ですと、警察法の60条に「援助の要請」があると思うんですけれども、こういう援助の要請をすると、派遣された人はその都道府県の公安委員会の下で派遣を受け入れたほうの職権を行うという規定もあります。こういうのを使って小規模の組織については対応できるということは考えられないでしょうか。

【警察庁（河合）】

60条で行うということは、当然、警察の事務ですので、何でも可能であるとは思っております。ただ、いかんせん、各都道府県警察の事務でございますので、やはりその都道府県警察の事務に精通している者が原則であると考えられるのかなと思っております。

ただ、あくまでもその事務についての専門性であれば、警視庁の人がその事務をよく知っているということであれば、60条により派遣して神奈川県警察の事務を行うということとはあり得ないわけではないと思います。

【高橋先生】

どうもありがとうございました。

【小早川座長】

ほかにいかがでしょう。

では、小幡先生。

【小幡先生】

この第三者機関で審査を行うとする振り分けで、こちらのほうが基本としているカテゴリについてですが、道交法では、90日以上免停の場合にも、意見の聴取が入っているということですね。ですから、ここの聴聞相当のところ、そこまで入るとすると、数的に非常に膨らんでくるということになりますね。

そのところはわかりますが、第三者機関についての考え方ですが、結局、聴聞でも、

意見聴取でもよろしいのですが、別途、公安委員会のほうでやっていらっしゃるということですが。今回は審査請求という形になるのですけれども、免許取消しのように重大なものについては第三者機関に審査させたほうがよいという原則でつくっていると思うのです。その点について、どこまで第三者機関に行くかというのは、またこれからの話だと思いますが、必ずしも同じような形でまた公安委員会がやるのではなくて、やはり別に第三者機関が必要だということについては、どのようにお考えですか。道交法に関わる専門性との関係で。

【警察庁（河合）】

それは、完全に数次第というところがございまして、件数が一定規模に達していないということであるならば、第三者機関のほうでいろいろやっていただいたほうがあくまでも合理的だと考えております。

一方で、数が多くて、それを処理していくということを考えると、運転免許の処分等々を迅速に進めなければならないという警察としての責務がありますので、あまりに大量に第三者機関に諮問しなければならないということは大変なことだと思いますので、まさに件数と対応する方へのスピード感が落ちてしまうおそれがあります。第三者機関に諮問した方が確実ではないか、適正さを確保するのではないかという点については、それはそのとおりだと申し上げられると思うんですけれども、そのところは、非常に口幅ったいところがございまして、なかなかどっちつかずといいますか、確かにそれはいいということですので批判はしませんけれども、数に応じて考えていただけないかというところがございます。

ですから、今回、全体的に申し上げまして、このやり方自体がおかしいという意味で異議を差し挟むという議論ではございまして、その規模に応じた形でやらないと、逆に処分を受けるほうにとって不便になってしまうと。そこをどうするのかということをお考えいただければということでございます。

【藤村先生】

審理担当官の問題で、国の警察の場合は、個人情報を担当室みたいなものがあるんでしょうか。

【警察庁（河合）】

はい。

【藤村先生】

その延長というか、それ類似のことで対応できるというお話だったと思うんですが、その個人情報なんですけど、そちらのほうについても特別の第三者機関があるわけですが、そこに対して審理担当官を設けて、その審理担当官を通じて諮問するといいますか、そういう格好にするというふうに中間取りまとめは読めなくもないのですが、そうだとした場合に、特段、「決裁ラインから相対的に独立した」云々というあたりで支障はないのかどうかを伺いたいんですけども。

【警察庁（河合）】

申し上げたことは、個人情報保護につきましても第三者機関があるというふうに、それは当然知っているわけでございますけれども、それを対応する機関を警察庁においては個人情報保護室ならそこでやっているということございまして、まさにこの第三者機関として独立したものがあって、これに対応する機関として警察庁で対応する機関をつくった上でやるということであれば、特段先生がおっしゃったことに対して異を唱えるものではございません。先ほど申し上げましたのは、警察庁で手続を担当する担当官という意味では、個人情報を担当する人がいるので、個人情報を担当する独立した人がいるのと同じような形で続けていく、あるいは、そこで担当するということがあるのかなということでございます。

【藤村先生】

ですから、私の伺いたいのは、その個人情報を長官官房でやっておられる担当官という方は、その個人情報に関する決裁ラインからは相対的に独立している人であるという理解でよろしいわけですね。

【警察庁（河合）】

そのとおりです。

【前田先生】

国家公安委員会に対する不服申立てで、「国家公安委員会等に対する不服申立てに関する規則」の第3条の中に「審理官を指名する」という規定がありますよね。不服申立ての主なものには犯罪被害者に対する給付と暴対法に関わるものということなんですけれども、その審理官の指名は実際は、どういう部署の、どういう職にある人が指名されているのかという点についてお聞きします。また、先ほど触れられました専門委員との関係についても補足をお願いします。

【警察庁（菅）】

審理官の指名ですけれども、情報公開の関係であれば、情報公開室の担当の者が指名されています。それから、暴対法の関係と犯給法の関係は、それぞれの担当課の職員が審理官として指名されて、審理計画をつくったり、裁決案の作成という事務を行っています。

【小早川座長】

それから、専門委員との関係というのがありました。

【前田先生】

専門委員は、不服申立ての案件ごとに調査審議に加わっているのでしょうか。専門委員は、合議制ではなく、単独で意見を求められるという仕組みになっているのでしょうか。

【警察庁（菅）】

専門委員は、常に指名をされておりまして、案件があれば調査審議をします。合議制かどうかという点については、犯給法ですと3人おりまして、3人で調査審議しています。

【前田先生】

中間取りまとめに引き直して言いますと、決裁ラインにいる職員が審理官になっているのを、そこから相対的に独立した部署に配置された職員に代えるということになると思います。そのほか、専門委員を中間取りまとめで言うところの第三者機関の仕組みに近いようなものに変えていく可能性についてどのように考えておられるのでしょうか。

【警察庁（早川）】

審理担当官については、最終的に長官官房に集中させるということはあるのかなと思っています。

他方、第三者機関に近い形に専門委員制度を組みかえるかどうかというのは、ちょっと第三者機関の在り方がよくわからない部分もありますので、そこは何とも申し上げにくいところではあるのですが、既に既存のものがあるので、なるべくそれを活用できるような形にさせていただければというのがお願いした趣旨でございます。

【小早川座長】

この専門委員は、それぞれに特殊性のあるシステムであるということは承知しておりますけれども。

【和久井先生】

犯罪被害者等給付金の支給の関係とか、それから、暴力団の指定の関係で、国家公安委員会に専門委員がいらっしゃるということなんです、それですと、例えばそれを第三者機関として、裁決自体は国家公安委員会ではなくて都道府県委員会が行ってという制度は一

考に値しないでしょうか、どうでしょうか。

【警察庁（河合）】

それは、そもそも国家公安委員会が犯罪被害者等給付金の事務を行うという形にしてございますので、これは都道府県公安委員会の事務ではございません。だからこそ国家公安委員会から専門委員を委嘱して、専門委員の意見をいただいた上でやっているという形でございますので、これはそもそも都道府県の事務ではないということです。

【和久井先生】

失礼しました。

【小早川座長】

では、最後に今川先生。

【今川先生】

お聞きしたかった第三者機関の質問が幾つか出てしまったので、先ほど、第三者機関のお答えの中で、いわゆる機関の共同設置ですね、県の共同設置とか、課題があるという話を若干触れたという気がしますが、ちょっと具体的に何か二、三点、その課題を御教示願えればと思うんですけれども。

【警察庁（河合）】 課題として申し上げましたのは、規模によってどのような第三者機関に委ねることができるかということでございます。それから、大量過ぎて第三者機関に委ねたのでは、処分の迅速性が図られない場合があり得るのではないかと申し上げたところでございます。

それから、都道府県同士での共同ができればどうなのかということでございますが、非常に魅力的な考えだとは思っておりますけれども、ただ問題は、警察法60条は、警察活動においてどのような共同を行うのか、あるいは支援を行うのかに関して定められたところでございますので、警察法60条を、この場合にまで適用するのかどうかはそれぞれ考えていかなければならないと思っております。

【小早川座長】

それでは、まだあるかもしれませんが、一応、時間が参りました。警察庁の考え、各先生の御意見も一通り出たと思いますので、今日のところはここでヒアリングを終了したいと思います。どうもお忙しいところを、ありがとうございました。

次は、内閣府へのヒアリングを予定しておりますが、説明担当者の入れかえを行いますので、少々お待ちください。

では、引き続きまして内閣府のヒアリングを行います。説明資料が提出されておりますので、初めに、それに基づいて御説明をいただき、その上で、先ほどと同様に各先生から御質問いただきたいと思います。時間は、全体で約20分程度を予定しております。

では、よろしく願いいたします。

#### 【内閣府（濱西）】

内閣府の情報公開・個人情報保護審査会事務局で総務課長をしております濱西と申します。お手元の資料に基づきまして御説明をさせていただきたいと思っております。

お手元の資料は3枚でございますが、まず、その3枚目、一番最後を開いていただければと思っております。

そこに「行政機関・独立行政法人等に対する開示請求の状況」があらうかと思っております。それで見させていただきますとわかるかと思うのですが、これは政府全体ですけれども、順調に情報公開法・個人情報保護法に基づいて開示請求等が行われておりまして、制度発足が13年度からですが、全部開示したのは、その当時、その年度でいいますと大体56%でしたけれども、現在、16・17年度、いずれも7割を超えている状況があります。全部開示が非常に増えているというような状況があります。

一方で不開示の方ですが、初年度は1割を超えていたのですが、現在においては半減以下になったような状況がありまして、不開示については逆に大きく減っている状況がおわかりいただけるかと思っております。不服申立てについてですが、部分開示、不開示になったもののうちの数パーセントが当審査会に上がってくるというような状況でございます。

次に、当審査会の関係で申し上げますと、2ページに「諮問・答申件数」という形で整理させていただいております。上段が情報公開にかかわるもの、中段が個人情報保護、下段がそれらを総計したものでございます。

情報公開については、ある程度安定してきていまして、最近は個人情報保護が増えているような状況があります。個人情報保護を実際やっていると、情報公開に比べて処理が結構難しいようなところがありまして、そういう意味で、だんだんに処理が難しくなるようなものが増えてきているような状況があります。全体としては、13年度の審査会の発足以来、諮問件数は4,000件を超えておりまして、答申も3,600件あまり出しているような状況でございます。

それから、答申の結果でございますが、そこに書いてございますが、諮問庁の判断を妥当としたものが、情報公開・個人情報保護で大体7割前後あるのですが、諮問庁の判断を

妥当でないとか一部妥当でないとしたものが3割前後ございまして、先ほど、もともと全部開示が7割を超えているような状況がありまして、残りの厄介な事案が当審査会上がってくるということになります。それでもなおかつ3割ぐらい諮問庁の判断を、俗な言葉で言う「ひっくり返して」おりまして、そうした面から当審査会がこの制度において一定の役割を果たしていると私どもとしては考えているところでございます。

当審査会の答申に基づいて各省庁が裁決・決定を行っているということでございまして、当審査会の判断が一度示されますと、先例となりまして、各省庁が先例に従って処理を行うというようなことがありますので、そうしたものが全部開示にも、厳密な論証は無理なんでしょうけれども、一定程度影響を与えていると思いますし、また、新規につきましても、このようにかなり諮問庁の判断をひっくり返しているものがあるということで、一定の役割を果たしているのではないかと評価しているということでもあります。

前置きの説明をさせていただきましたが、こうした運営の実態に基づいて、この検討会に意見を4項目ばかり出させていただいたところでございまして、それぞれにつきまして読んでいただければおわかりかと思いますが、確認的に申し上げさせていただきたいと思っております。

まず、1番目ですが、私ども審査会につきましては、行政機関、それから独立行政法人等、それぞれごとに情報公開法、個人情報保護法がありまして、4本法律があるわけですが、それに基づいて各省庁ないしは独立行政法人等が開示・不開示の判断をするわけですが、そのうち不開示決定とされたものについて、全部開示をしますとか、そういうものを除いて、原則的に私ども審査会に諮問が義務づけられることとなります。

こうした場合に、中間取りまとめにおきまして第三者機関に諮問を義務づける場合として、アとイということで、不利益処分、申請に関する処分のうち資格剥奪等、そういう重たいものについて諮問を義務づけてはどうかということになっているのですが、当審査会の場合には、申請に対する処分のうち、そうした地位とか資格を剥奪する処分というものには、このアとかイに当たらないのではないかと読まれます。したがって、先ほど申し上げましたように、私ども、一定の役割を果たしていると考えていることから、こうした私どものような場合について、法律とかでそういう諮問の義務づけをしているような場合については、アとイに準ずるような類型を設けてはどうかというのが1点目の話でございまして、

それから2点目ですが、標準審理期間の設定・公表が中間取りまとめに載ってございまして、この場合に、第三者機関の調査審理期間ですけれども、こちらについては私ども独自

で定めをさせていただけないだろうか、手当てをさせていただけないだろうかというものが2点目の意見であります。各省庁とは別に、その期間は私どもの方で適切な期間を設定させていただきたいということでもあります。

それから、3点目が第三者機関に諮問する場合の審理手続について、審理担当官が主宰をされるというようなことが書かれているわけですが、当審査会はその権限の独立性を確保するために——委員の権限行使の独立性の確保という意味でございます——事務処理のための事務局が設置してあります。したがって、事務局が設置されている当審査会のような場合につきましては、委員の権限行使のサポートは事務局でさせていただきたいというのが3点目であります。

それから4点目が、中間取りまとめで第三者機関の調査審議手続に関して大枠について記述されておられるけれども、基本的に大枠だけ決めていただいて、あとのそれ以外の細目につきましては、当審査会、法律とか運営規則でそうした調査審議手続を定めているということもございますので、第三者機関にそのあたりについてはゆだねるものとしていただきたい。これが、以上4点の意見でございます。

全体で20分ということですので、若干短目であったかもしれませんが、私どもの説明は以上でございます。

**【小早川座長】**

ありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明や、それに関連する事項につきまして、御意見、御質問がありましたら。

**【藤村先生】**

今の御意見は、そちらの審査会についての御意見だと思うんですけども、各省庁でそちらの審査会に対応する組織とか人たちがおりますですね。その人たちについて、中間取りまとめの読み方もいろいろあるかもしれませんが、審理担当者を置いて、そこで一定の取りまとめをして、その後、そちらへ諮問するということについては、特段の意見があるかどうかを伺いたいのですけれども。

**【内閣府（濱西）】**

ただいまの御質問の件ですが、私どもは第三者機関として、私どもは部会形式でやっておるんですけども、15人の委員がいて、5部会に分かれて審議をしているところなんです、その委員の権限行使の独自性を確保するためにという意味でございます、



諮問までの過程につきまして審理担当官が主宰されることは当然あり得るのだろうと思っています。私どもは、諮問後の話をさせていただいております。

**【小早川座長】**

それでお答えいただいたことになるんでしょうけれども、あえてもう一度伺えば、諮問前の、諮問庁での案件についての審理の在り方、答申後だって裁決までの間にあり得るのかもしれませんが、諮問庁の側で審理担当官を置いてその案件の中身に立ち入った検討をするということについて、現状はどうなのか、それから、あるべき姿として何かイメージをお持ちか、そこを伺いたいです。今でもたまに請求者が諮問庁に対して口頭意見陳述させてくれというようなことを言ってきて、審査会もあるのに、諮問庁としてといいますか、裁決権者としてどうしたものだろうかというようなことで問題になることがあるようですけれども、その辺、諮問庁、裁決庁の側で自主的に審理をすることについて、どれだけウエートを置くべきか。

**【内閣府（濱西）】**

その答えとなると、個人的な印象ということでお許しいただければと思いますが、諮問が上がってくる中に、やはり争点等について十分整理されていないとか、事実関係について十分に整理されていないような事例も時としてあるようです。したがって、そうしたものについて事前に諮問するまでの間において整理していただく、そのために審理担当官がそうした手続をされて一定の役割を果たされるということであれば、それは望ましいのではないかと考えております。

**【小早川座長】**

今までは何となくそうではなくて、諮問がおくれているから早く諮問せよというような、そういうポリシーがわりと強調されていて、ちょっと方向が違っていたようにも思うんですけれどもね。

**【内閣府（濱西）】**

そういう意味ではございませんで、今申し上げたのは、諮問が遅れているとかということではなしに、遅れている案件、例えば1年以上諮問までにかかっているものについては、どうしてそれだけかかるのか、合理的な説明がない諮問事案があります。諮問までに一定の時間がかかるのはわかりますけれども、1年以上とかそういうものが必ずしも合理的な理由があるとも思えない。そうしたものについて早く諮問をしていただく必要があるのではないかという形で答申で触れているような事例もあるわけです。付言という形です。

今、私が個人的な印象ということで申し上げたのは、諮問の遅れとかということではないんですけれども、十分に争点なり事実関係が整理し切れないで、俗な言葉で言うと未消化のまま審査会上がってきて、それを審査会で整理して、それでまたそれだけ時間を要するわけで、そのあたりについて整理されるという方向で改善が図られるということであれば望ましいのではないのでしょうかということでも申し上げたつもりです。

【小早川座長】

わかりました。

私からもう1つ。諮問すべき類型、アとイがあるけれども、ウを設けてはどうかというふうに言われましたが、情報公開・個人情報保護審査会は特別で、個別法で書いてあるからというだけではなくて、何かやっぱり一般的な類型を一般法で考えたほうがいいのかという、そういう御趣旨ですか。

【内閣府（濱西）】

そこまで申し上げているつもりはなしに、今のアとイですと、当審査会の役割、法律で定められているわけですけれども、いずれにしる法律間の調整という話になるかと思いますので、最終段階でまとめられるのに際して、そうした法律間の調整にも配慮した形で検討会の結果が出されること、そうしていただければ助かるということでも書いている趣旨でございます。要するに、それ以外は認められないという誤解を受けるのが少し困るという趣旨でございます。

【小早川座長】

わかりました。では。

【小幡先生】

参考までに一言だけ、お聞きしたいのですが。

今日のお話にはなかったのですが、第三者機関での口頭意見陳述については、ここで書かれているようなことで多分お話がなかったということは、この原案でよろしいということだろうと思いますが、参考までにお伺いしたいのですが、現状では、審査会のほうで口頭意見陳述はどの程度の割合でやっていたらっしゃるのでしょうか。口頭意見陳述の申立てがあれば、原則として認めていらっしゃるのでしょうか。

【内閣府（濱西）】

口頭意見陳述につきまして、申出があった場合について個々に判断をしています。それで、インカメラ権限がありまして、ほとんど実際、インカメラ権限を行使しているという

実態がありますので、行政文書自体は手元にあります。

したがって、それを基に、ある程度法律的な判断が可能なわけですが、例えばの例で言いますと、ここに挙がっている文書が実は違っているのだというような、そういう事実でないようなことが行政文書に載っている。それは、個人情報の場合は典型的なのですが、それ以外の情報公開の場合でも実は違うんだというような意見も出されているケースについては、私ども、文書を見ただけでは真偽のほどがよくわからないところもありますので、そうした面で確認を行う必要があるというような形で口頭意見陳述を認めたりしているケースがあります。一般的に不服申立人から意見書とかいう形で出てきますので、意見書につけ加えて何かそれ以外のことがあるというのでないと、聞く意味が乏しいようなところもありますので、そうした観点で、そうしたようなことがないようなケースについては不承認という形で認めていないケースもあります。ですから、ケース・バイ・ケースで判断しています。

#### 【小早川座長】

それでは、この程度で、内閣府の、主としては情報公開・個人情報保護審査会のお考え、そして各先生の御意見、一通り議論ができたかと思しますので、ここでヒアリングを終了したいと存じます。どうも本日はお忙しいところをありがとうございました。

では、次は外務省へのヒアリングですが、説明担当者の入れかえを行いますので、少々お待ちください。

それでは、引き続きまして外務省に対するヒアリングを行います。説明資料が提出されておりますので、初めに、それに基づいて御説明をお願いし、その上で、先ほどと同様に各先生から御質問等をいただきたいと思っております。時間は、全体で約20分程度を予定しております。

それでは、よろしく願いいたします。

#### 【外務省（清水）】

外務省の情報公開室長の清水と申します。

既にお手元にあると思っておりますけれども、4ページにわたる我々のコメントでございます。最初に申し上げますと、当省におけるこの行政不服申立ての関係は、すべて情報公開・個人情報保護の分野となっております。その前提で、今回、この4ページ物のコメントを出したのですけれども、当省の問題というよりも、若干、広い観点から一般的なコメントも含めてお出ししております。

1が「対審構造の導入に関し」ということについての我々の考え方、次のページの中ほど以降、2のところ、「『第三者機関』に関して」という項目、それから、その次のページの下の方ですが、「その他」というところですが、若干分量も多いので、かいつまんで説明しますと、先ず、3の「その他」というところから説明させていただきたいと思うんですけども、一般的に言いまして、我々、情報公開、それから個人情報保護の世界の中での不服審査をやっている、それは個別法があるということもあって、一応、この6年間のプラクティスで流れができてきたということです。その中で、今回、より行審法をいいものにしようという前提でいろいろ御検討されているということですが、その対審構造の導入と、それから審理担当官の指定ということで、これは具体的に我々、行政の中で、では具体的にそういう制度を設けていくにはどうすればいいのかということを検討した場合に、やや語弊がある言い方かもしれませんが、若干ためにするための制度なりポストなりを設けなければいけない面があるような気もしています。

それで、そのところは、先生方御承知のとおり我々も非常に日々の業務が膨大であり、情報公開の分野でも外務省の業務量は相当なものにのぼる中で、またそれをももちろん不服申立てサイドに立ってのよりすぐれた権利の救済、これはもう何びとも是認する目的ではありませんけれども、実際にこの行政サイドとして見た場合に、それをより円滑にうまく機能させなければ、かえってそれを複雑化させたりとか、あるいは、権利救済を求める人たちの実質的な対応につながらないばかりか、逆にまたさらなる遅延を生んだりとか、そういったことにもなりかねないという問題意識、半ば杞憂の面があるかもしれませんが、あえてそういう点があるのではないかという問題意識を提示させていただいています。

そこについて、冒頭申し上げましたとおり、当省が置かれている状況は、他の官庁と比べて若干特殊なところがあるかと思えますけれども、その点でぜひお願いしたいコメントは、具体的に昭和37年に制定されたこの法律でこれまでずっとやってきて、やはりどういところが具体的な不備として浮かび上がってきているのかと、そういう実例があると思うんですけども、その実例の幾つかの類型ですよね。このあらかじめいただいた検討会の中での中間報告にもありましたけれども、租税の分野ですか、そういった分野では若干迅速な形で処理できる方法も設定すべきではないかという御意見があったようだけれども、例えばそういうように具体的な問題となっている事案、法の不備、その事案の類型、こういったものが実際どういう問題があるのかということの実情把握、それを是正するためにどういう制度設計がいいのか、で、各役所が置かれた、これは体制や、人員や、いろ

いろいろな組織機構が違うわけですが、その中で最大公約数として共通項として浮かび上がらせて制度をつくるという一番合理的なラインの引き方は何かという考え方になるのではないかと思います。

これまでのいろいろな検討会での御意見で公開情報を通じて我々も幾分拝見しておりますけれども、我々としましては、その辺の実情、問題、検討すべきいろいろな事例の把握をもう少ししたいと考えます。できればそういったこともウェブの中で差しさわりのない形で公にして、こういうふうな諸問題や諸課題があるから、こういうふうにするのが望ましいのだというふうな方法で意見を求めていくことが合理的かと思えます。

若干長くなりましたが、それでもうあと残り、簡単に申し上げますと、その対審構造の導入ですけれども、これもやや一般論ですけれども、行政事件訴訟法での法的争訟の世界とは別に、行政不服審査法に基づく不服申立手続というものがあるわけで、それで、これも若干語弊がある言い方かもしれませんが、議論のためにより望ましいと思うのであえて申し上げますと、やはりその2つの世界の切り分けというものはあって、それぞれ利点というか、持ち味があるわけですよ。そういう観点からすれば、今回検討されていることについても、若干、行審法の世界の中でも対審制だとかといった形で、より法的争訟の世界に近いような方向を目指されているやに感じたわけですが、その点で、行政事件訴訟法の世界の中の動きと、やはりある程度そこはそこで違えて考えていくというか、扱っていく必要があるのではないかと感じた次第です。

それから、第三者機関についてもそうで、特別法に基づいて設置されている情報公開・個人情報保護のような場合は別として、一般的に言うと、第三者機関ということはそこに1つのオーソリティーを付言するものであって、それだけそこにおける判断というものに対しての正当性を付与するというので、それ故に一般にそういったものに対しての好意的な見方があるとは思いますが、ただ、これも、先ほど申し上げたとおりいろいろな問題となっているケースは千差万別で、それによってより適切な救済の方法というものもおそらく幾つかの類型があるであろうと。したがって、それを審理する第三者機関も、これもちょっとやや失礼な変な言い方かもしれませんが、第三者機関であれば、そういうものが設けられていて、それにお諮りすればそれでいいんだということではなしに、やっぱりこれは実態面から見ていかなければいけないのかと思えます。

そういう意味からすれば、冒頭、若干申し上げましたとおり、役所内の機構としてそういう第三者機関的なものを措定していくということであれば、やはりそこはどのような問題

があつて、どういう救済のニーズ・要請があるのかということをも具体的に個別的にやっばり検討していかないといけないのではないかと思います。

ちょっと書面に沿ってというよりも、むしろこういった形で御説明申し上げたほうがより議論にも資すると思いますし、先生方の問題意識にもある程度お答えすることになるかと思いましたが、以上、ざっとでございますけれども、私からの説明とさせていただきます。

**【小早川座長】**

ありがとうございました。

おっしゃりたいことはよくわかりました。現行制度のどこが悪いかということをはっきりさせよということで、私個人で申し上げれば、現行制度は悪いところだけだと思いますが、ただ、冒頭お話がございましたように、情報公開・個人情報保護の分野だけを考慮しておられるということであれば、その分野は現行制度の中でもそれほど悪くないところだと思います。そこが、問題意識がそれぞれの分野によって多少ずれてくるというところはあるかと思えます。ただ、その場合に、今の情報公開・個人情報保護の手続の根っこにある不服審査法をこういうふうに直したらと思うんだけど、それについて御意見はどうでしょうかと、そういうふう伺っているわけでございます。

さて、御意見、どうぞお願いします。

**【今川先生】**

提出された資料についてちょっとお尋ねしたいのですが、一般論ということなんですけれども、審理担当官から第三者機関への諮問のところ、争点及び証拠の整理を審理担当官がすると、いたずらに時間が延びると。したがって、不服申立ての意向にかかわらず一律に課すのはおかしいのではないかという御指摘がありますが、これは結局、逆に読めば、もう少し不服申立人の意向を尊重して、不服申立人に選択できるような権利を与えたほうがいいのではないかという御趣旨と理解してよろしいのでしょうか。

**【外務省（清水）】**

そういうことだと理解していただければと思います。

**【藤村先生】**

外務省の場合は、現実の問題として100%が情報公開・個人情報保護に関する不服申立てだということですが、年間何件ぐらいお持ちだということをも1つ伺いたいのと、それから、審理担当官について御意見を書かれていまして、それで、この大臣官房総務課情報

公開室で取りまとめをして情報公開・個人情報保護審査会に諮問されているということだ  
と思うんですが、その際に、決裁ラインに入るのだと。これはどの程度、どういう形で入  
るのか、そこを伺いたいと思うんですが。

【外務省（清水）】

1点目につきましては、大体、不服申立件数で言えば、例年、二百数十件前後の案件を  
抱えているということです。

2点目の御質問につきましては、もし返答の方向性が間違っていれば指摘していただき  
たいのですけれども、当省においての情報公開・個人情報保護の不服申立てについては、  
ほぼ専管的に当室が、やっています。今回、この御提案のようなプロセスを設けるとすれ  
ば、ちょっと率直な疑問として、人事のローテーションで大体2年から2年半程度で異動  
する中で、第三者的に審理担当官を設けたとしても、どれほど実効的な利点が期待される  
のかという点があります。なれ合いと言ったら変ですけれども、身内であるが由にそうい  
う面もありえましょう。この点換言すれば、第三者的な審査に、どれだけの厳格性を求め  
るのかにもよると考えますが。

【藤村先生】

私が伺いたかったのは、情報公開室でどの程度決裁ラインに入っているのかと。どうい  
う観点で、どのぐらいのウエートでそこに入っているのかと、それを伺いたかったんです  
けれども。

【外務省（清水）】

決裁ラインとおっしゃいますのは、どの、何の決裁ラインということですか。

【藤村先生】

いや、そちらで書かれた文書に、「もし右課室の職員が決裁ラインに入るものとして」、  
これはそちらの2枚目に書かれていますよね。

【外務省（清水）】

はい、この上のほうですね。

【藤村先生】

ええ。こここのところを書かれているのは、どういう事例でどのぐらい該当するんだとい  
うことを伺っているわけなんですけれども。

【外務省（清水）】

今の御質問に関しましては、情報公開の開示決定と、それから異議申立てを受けた場合

の諮問手続ですね、一切すべて情報公開室の決裁を経るということです。すべての案件、情報公開室長が決裁をしております。

【藤村先生】

実質的な判断は各、原課でやっているのではないのでしょうか。

【外務省（清水）】

それは、両方なんですよ。案件によりけりで、例えば30年前のある国との外交樹立の交渉の経緯という公開要請であれば、主にその国を所管している課に、あるいは、いわゆる5条の1号情報だとか、個人に関する情報とか、そのあたりは我々が、ほかの横並びで案件を見ている我々のほうがそういうものはチェックする比較優位がありますので、そういう意味で両方で見えています。

【外務省（山谷）】 原課室と情報公開室、いずれも単独ではまず困難だということです。まさに今言った文書の中に書かれている情報の性質であるとか、例えばそれが外交上どの程度機微であるのかとか、そういった判断と見きわめというものは主管課室抜きにはできませんし、他方、主管課室のほうは情報公開法を知っているか、具体的に言えば、その情報が5条各号に該当するものであるのかどうかという判断については、やはり情報公開室でしなければならないので、結局、いずれか単独でもできず、両方で共同してやるしかないというのが実情でございます。

【小早川座長】

高橋先生。

【高橋先生】

今日は専ら外務省が実際にやっつけらっしゃる処分に対する不服の申立てということで情報公開・個人情報保護についてのお話がありました。ただし、広く外務省が所管されている法令に基づく処分ということになりますと、旅券法とかあると思うんですけれども、その辺についてはとりたてて御意見がないと伺ってよろしいでしょうか。

【外務省（山谷）】

情報公開室以外からは特段の意見は出ていないということで、そのように御理解いただければと思います。

【高橋先生】

わかりました。

【小早川座長】



では、この程度でよろしいでしょうか。

それでは、外務省のお考え、各先生の御意見、一通りの議論ができたかと思しますので、このあたりでヒアリングを終了したいと存じます。本日はどうもありがとうございました。

次は文部科学省のヒアリングを予定しておりますが、説明担当者の入れかえを行いますので、少々お待ちください。

では、よろしいでしょうか。

引き続きまして文部科学省に対するヒアリングを行います。説明資料が提出されておりますので、初めに、それに基づいて御説明をお願いし、その上で、これまでと同様、各先生から御質問等をいただきたいと思っております。時間は、全体で約20分程度を予定しております。

では、よろしく願いいたします。

#### 【文科省（高橋）】

文部科学省で行政改革推進室長をやっております高橋と申します。よろしく願いいたします。

それでは、お手元にお配りいたしました資料、これは事前に事務局を通じてヒアリング事項をいただいておりますので、それに基づいてお答えするという形で資料をまとめてございます。

ただ、冒頭申し上げさせていただきますけれども、今回の新たな制度について必ずしも詳細部分がまだ明らかになっていないところもありますので、今段階で我々が把握し得る内容ということで、それに対する意見ということでお許しいただければと思っております。

まず最初に、各府省共通にいただいている質問事項でございますが、審理担当官について3つほどいただいております。

まず、1つ目に、担当部署以外の部署の職員に指名を受諾させることは、実際問題として容易かということでございますけれども、これにつきましては、当該処分の直接の担当ではない審理担当官を指名するということでございますので、その処分と無関係の、いわば第三者、その処分について何の知見もない第三者であるその審理担当官が、その処分についての妥当性、その専門的見地から妥当な結論が果たして導き得るのであろうかという率直な疑問がございます。

2つ目の、あらかじめ審理担当官指名のルールを省庁内で策定することは可能かということでございますけれども、今申し上げたとおり、その審理担当官の指名ができるかどうか

かというところは別にして、ただ、その指名のルールを策定すること自体は特段、ルール自体ですので、ルール自体の策定はそれほど難しくはないのではないかと。その運用はどうなるかは別にして、ルールの策定自体は可能ではないかと考えてございます。

それから、3つ目の、争点及び証拠整理手続を実施し、裁決案を作成・提出するなどの職責を担える職員は確保できるか、効率を考えると、不服申立手続処理の経験を積んだ職員に集中的に処理させることにならないかというお尋ねですけれども、先ほど来申し上げていますとおり、何の処分について知見もない職員、また、いわばこういう裁定と申しますか、審理をすることについて何の資格も有していない職員が確保できるのかどうかということをございまして、そもそも現行の定員ですね、現在、御案内のとおり国家公務員は、各省庁、定割がございますけれども、そういう厳しい定員の状況の中でそれぞれが現行の仕事で手いっぱいの状況にあるわけでございます。そういう中で、新たなこのような業務、ですから、全くの処分に関係のない職員に、そもそもその処分についての、その処分がどういふものであるかの一からの勉強をしないといけないわけですよ、ふだんの業務とは別にして。そういうことが果たして今のこの状況の中で可能かという率直な疑問が出てくるわけでございます。それによって、そもそも本来業務がおろそかになるのではないかというような懸念もあるわけでございます。

逆に、各省庁の中でその審理担当官を別枠で、いわば定員増をして設置するという考え方もあるのかもしれませんが、今のこの行革の流れにそれはそもそも逆行するのではないかということも、それは広く国民一般からの指摘がある可能性も否定し切れないうわけでございますし、また、こういう審査請求がなされないとき、その職員は何をしているのかということもございまして。そういった現実的な業務運営のことを考えると、なかなかちょっとどうかなということが考えられるわけでございます。

それから、資料の2枚目でございますけれども、第三者機関について、特に地方公共団体では、単独で実効的なものを設置できるかというお尋ねでございます。この第三者機関について、これも詳細が必ずしも明らかでないので、コメントするのなかなか難しいところがございますけれども、やり方次第によっては、いわば政府の審議会関係ですね、そういう審議会の肥大化を招くことになりはしないかというような懸念もあるわけでございます。また、手続面でいえば、さらにことさらに複雑化・長期化する可能性も、審理の決裁までにそういう手続が長引いたりするおそれもあるのではないかとこのところがございます。また、そもそも論といたしまして、第三者機関を置くということであれば、先ほど

の1でのお尋ねの審理担当官との関係がどうなるのかというところも整理をする必要があるのではなからうかと考えてございます。

それから、地方公共団体の関係でございますけれども、これにつきましては、おそらくこの会議でも地方公共団体の意見を聞くことになるのではなからうかという気もいたしまして、私どもとしてどうこうと言うのはなかなか難しゅうございますけれども、率直に申し上げまして、一部の市町村については、対応することが困難なところが当然出てくるのではなからうかということ懸念してございます。

以上が各省庁共通に聞かれている質問事項でございまして、文部科学省単独についての御質問がその後ございました。「学校内部の処分に係る不服審査法の適用除外」ということでございます。

御案内のとおり、学校における処分については、今のところ、適用除外というふうにされているわけでございますけれども、これにつきましては、今回のこの御質問につきましては、これまでこの会議における議事概要を私どもも見させていただいておりますけれども、特にこれについてこの場で検討がなされた、指摘がなされたということはちょっとお見受けできなかったもので、どういう問題意識でこの点について今回質問がなされたのか、必ずしも我々としてもわからないところであるわけでございますけれども、一般的に言えば、この教育目的を達成するために行われる学校における処分については、教育の特殊性、学校における特性などからして、一般的なこの手続の適用は基本的になじまないと考えているところでございます。

以上でございます。

**【小早川座長】**

どうもありがとうございました。

では、今の御説明と、それに関連する事項につきまして、御意見、御質問がありましたら、お願いします。

**【藤村先生】**

文科省関係で、地方ではなくて文科省としての不服申立件数はどの程度あるのか、できれば類型別にちょっとお教えいただければと思います。

**【文科省（高橋）】**

文部科学省に直接なされた不服申立てでございますけれども、平成17年度におきましては、異議申立てが30件ございました。うち、情報公開関係がほとんどでございます。

また、審査請求につきましては3件ございました。これは専ら宗教法人に係るものでございます。

【藤村先生】

ありがとうございました。

【小早川座長】

地方公共団体ではどうなんですかね。そこは把握しておられますか。

【文科省（高橋）】

そこは必ずしも我々のほうで把握はしておらないんですけども、不利益処分の審査請求、都道府県、指定都市に限ったものでございますけれども、これについては、17年4月1日時点で635件が係属中というふうには。

【小早川座長】

教員？

【文科省（高橋）】

教員です。教職員に対するものでございます。

【小早川座長】

では、ほかにいかがでしょうか。高橋先生。

【高橋先生】

文科省の単独の項目についてです。この中間取りまとめの第8の2のところにあることですが、要するに適用除外になっているものについて、一般的には基本的に行服法で定められたときに適用除外にした項目はそれなりの根拠があるだろうということはあるんですけども、ただ、行政手続法についても、この点については同じような形で適用除外になっているわけですね。同じく行政手続法についても、かなり事前の権利保護のレベルが厚くなったと。さらに今後、行服法で権利保護のレベルが上がるということになりますと、結局、同じ視点から行政手続についても適用除外だし、行政不服審査の今後の将来的な新しい制度についても適用除外ということになりますと、事前・事後を通じたいわゆる手続的な保障という見地が完全に抜け落ちてしまうおそれがあるのではないかとおそれます。つまり、事前もチェックが外れるし、事後もチェックが外れるということになると、行政過程の中で1回はきちんとした権利保護を与えるべきだという考え方も、アメリカを中心にありますので、そういう見地から、そういうトータルな行政過程における手続的な保障という見地からすべてを除外したときに、ほんとうにそれで十分な手続になっているのか

どうかということについて、ぜひ御検討いただきたいと思います。

大学などはその辺、規則などで、例えば弁護士の関与を認めたり、いろいろなことをやっているわけですが、ただ、それは、はっきり言って法学部があつてちゃんとした手続を保障しないと恥ずかしいという観点からやっています。しかし、それが、すべての学校教育について妥当しているというふうにも思いがたい面がありますので、ぜひその辺についてのチェックをしていただきたいというのがこの趣旨だと、このように御理解いただければありがたいのですが。

**【文科省（高橋）】**

もちろん学校における処分については、当然、処分するに当たっては慎重な事前手続ですね、それぞれの学校においてそれまでもなされているとは思いますが。今、先生がおっしゃられた大学においてはというお話ですけれども、そこはすべての大学についてそうなされているのであればともかく、私としてはそう信じていますけれども、それは大学に限らず、高校段階であれ、義務教育段階であれ、それはきっちり当然なされているものと、その処分をする前にですね、当然、その当該児童生徒に対する事前指導が継続してあるわけですので、そこはきっちりなされていると考えます。

また、学校における——今回、仮にこの学校における処分について適用除外から外すということになった場合、公立についてはそれで大丈夫なんだろうけれども、私立学校ではどうするのかという問題が別途出てきます。学校については、私立については、ではそれは不要ですよという、いわば意思表示にもとられかねないということも危惧されるわけですので、それは学校は学校として全体として考える必要があるのではないかと、国公私を問わず学校という単体で考える必要があるのではないかと考えてございますし、そもそもやっぱり学校における処分は、こういう一般手続は必ずしもなじむものではないのではなかろうかと考えているところでございます。

**【小早川座長】**

今の関連ですけれども、教育指導の一環として十分事前指導なり何なりをやるというのは、それは当然のことだと思いますが、退学なり、あるいはいろいろな処分をしてしまった後で、しかし、相手方は不服であるというときに、これは、訴訟になる事件は、数はともかくとして、注目を集める事件はあるわけですね、それについて、各学校で、あるいは、その他教育委員会でもいいんですけれども、不服に対して事後的にきちんと対応するということはやっぱり考えてもいいのではないかと。不服審査法で確かに除外していますけ

れども、しかし、その処分の性質に応じた制度を設けることは妨げないと遠慮がちに第2項で書いておりまして、その辺は、もしそれを必要とする状況があれば十分御検討いただいてしかるべきではないか。これは、別にこの点に限るわけではなくて、適用除外全体についてきちんとできているのでしょうかねという、そういう問題意識を、私どもは持っていることは持っているということでございます。

ほかには、よろしいでしょうか。

それでは、時間も予定を過ぎておりますので、文部科学省のお考えとこちらからの発言ということで一通り議論しましたので、このあたりでヒアリングを終了したいと存じます。本日はお忙しいところをどうもありがとうございました。

次は、防衛省のヒアリングを予定しております。説明担当者の入れかえを行いますので、少々お待ちください。

では、よろしいでしょうか。

引き続きまして防衛省に対するヒアリングを行います。説明資料が提出されておりますので、初めに、それに基づいて御説明をお願いし、その上で、先ほどと同様に各先生からの御質問をいただきたいと思っております。時間は、全体で約20分程度を予定しております。

それでは、本日はどうもお忙しいところをおいでいただきありがとうございます。よろしく願いいたします。

#### 【防衛省（渡野）】

それでは、防衛省提出資料、資料5の内容に沿って説明させていただきます。私は、防衛省人事制度課の渡野と申します。どうぞよろしく願いいたします。

防衛省として提出させていただいたものは1件でございます。中間取りまとめにあります「審理の迅速化のための措置」の標準審理期間の設定に関連して意見を出させていただいております。

自衛隊員に対する懲戒処分などの不服申立手続についてなんですが、こちらは行政不服審査法の手続規定の適用を除外した上で、自衛隊法で規定しております。また、懲戒処分などの不服申立てが提起されますと、防衛大臣が部外有識者で構成されております防衛人事審議会に諮問した上で、この防衛人事審議会の議決に基づき裁決する仕組みとなっております。

防衛人事審議会に対し防衛大臣から諮問された場合には、まず、処分者からの弁明書と懲戒処分などを行った際の一件書類の提出を受けまして、また、不服申立人からの反論書

の提出を受けた後、実質的な審理が開始されることとなります。ただし、この後の審理の過程におきましても新たな証拠が提出されることもありますので、審理に要する期間をあらかじめ標準審理期間として設定するには非常に困難な面がございます。また、あらかじめ標準審理期間を設定することによりまして、期間を優先するあまり、十分な審理を行っていないのではとの誤解を招くおそれも払拭できないところでございます。

今回の中間取りまとめでは、「個別法で認めている特例の取り扱いについては、一般法で定める手続の水準が上がることにより、その見直しの趣旨を踏まえ、個別法においてそれぞれ見直しを検討することとする」とされていることから、今後、個別法たる自衛隊法の見直しを検討する必要があると認識しているところではあります。防衛人事審議会のように第三者機関を設置している場合の標準審理期間の設定につきましては、第三者機関への諮問までの期間とするのが適切であると考えているところでございます。

以上、1点、意見を出させていただきます。

**【小早川座長】**

ありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明、あるいはこれに関連する事項につきまして、御意見、御質問がありましたら、お願いします。高橋先生。

**【高橋先生】**

ちょっと勉強不足で大変申しわけございません。今、自衛隊法に基づく懲戒処分について御説明いただいたのですが、防衛省が所管していらっしゃる、いわゆる一般法令、要するに所管法令に基づいて処分がされる場合があると思うんですが、その処分が行われた際の不服の申立てについての手続の在り方等については、あまり御意見がないと考えてよろしいのでしょうか。

**【小早川座長】**

自衛官に対する処分以外で不服申立ての実例があるかどうかというふうに伺ってもいいですね。

**【防衛省（原）】**

不服申立て自体は、実際、手元にある実績として平成17年度の実績になりますけれども、不服申立て全体として202件あったんですけれども、そのうちほとんどが情報公開法に基づく処分に対する不服申立てとなっておりまして、情報公開絡み以外のものは、17年度は自衛隊法の処分に基づく不服申立てのみであったと。一部、情報公開法絡みでは

あるんですけども、処分に対するというよりは、情報公開法に基づく手続の遅延に対する不作為の不服申立てがたまたま17年度ありましたけれども、厳密な意味で言えば情報公開法に基づく処分に対する不服申立てではないですけども、ただ、情報公開法絡みということではあるので、それ以外では自衛隊法に基づく処分に対する不服申立てのみであったと。

多分、防衛省の関係でいけば、一般国民に対する処分はあまりないというのが現状でして、全くないわけではないと思うんですけども、基本的にあまりないというのがありまして、そういった実情になっております。

【小早川座長】

よろしいですか。

【高橋先生】

はい。

【小早川座長】

では、藤村先生。

【藤村先生】

その情報公開法絡みのときの異議申立てだと思いますけれども、それは情報公開・個人情報保護審議会に諮問されるわけですね。その際に、この中間取りまとめによれば、防衛省内に審理担当官を置くということが、一応、読めると思うんですが、それについては特段の支障はないということでしょうか。

【防衛省(原)】 今の点に関しては、ちょっと今日は直接の担当は来ていないんですけども、事前に確認したところ、結局、情報公開法絡みの手続は、防衛省単独のものではなく各省共通のものであって、全体として制度が導入されれば、それに従うのみでしょうというような、わりと受け身的な感じもあったのですが、実際そうなった場合どうなのかというところは支障が全くないわけではないとは思いますが、とりあえず防衛省として何か主張するというか、そういった意見まで出すまでは、ちょっと今回はしなかったというようなところでございます。

【小早川座長】

ほかにいかがでしょうか。

自衛官の処分については、審議会に付議し、議決に基づいてするということですが、さらに訴訟になるようなケースはないですか。



【防衛省（渡野）】

全部承知しているわけではないのですけれども、承知している範囲では、なかったと記憶しております。

【小早川座長】

では、その手続については検討する必要があるとお考えだということでしたけれども、具体的に何か方向性は？あるいは、課題として何かお考えになっているということとは？

【防衛省（渡野）】

今回、意見を出させていただいているものではちょっとないんですけれども、先ほど御質問がありました、第三者機関を置いて第三者機関で実質的な審議をやっている場合、そういう仕組みを講じている場合におきまして、今回ある審理担当官を置くということとの関係、つまり第三者機関とその裁決決定に関する業務を行う審理担当官との役割分担が少し、取りまとめていただいている資料とか、いろいろ関連資料をいただいているんですけれども、そこはちょっと不鮮明でわからなかったということがございまして、そこはどうかかなというところがちょっとわからないところがあったので質問できなかったというところがあるんですが、そこにつきましても、今後御検討される中で整理していただいで御提示いただければ助かると考えております。

【小早川座長】

現在は、この審議会には独立の事務局があつて、そこで審理の実務を担当しているという、そういうことですか。

【防衛省（渡野）】

今現在、防衛人事審議会の内容をちょっと説明しますと、防衛人事審議会は16名の部外の有識者の方から構成されているものでございまして、その中をさらに3つ分科会・部会で分かれております。そのうちの1つに公正審査分科会というのがございまして、5名の有識者で構成されているところでございます。審理そのものにつきましては、第三者性を持たせているということで、その5名の方が実質的に審理されるということで、防衛省の事務局の担当としましては、あくまでも書記あるいは幹事という形で加わる、お手伝いをするというような形になっております。

【小早川座長】

ただ、その委員は、多分、非常勤ですよ。

【防衛省（渡野）】

はい、そうです。

**【小早川座長】**

そうすると、やはり実質的に調査・審理・資料収集というのは、これは書記の方がかなりやることになるんですかね。

**【防衛省（渡野）】**

形式上の話を申し上げますと、あくまでも防衛人事審議会からの求めという形になりまされども、実際のものをお願いしたりですとか、受け取ったりというようなことにつきましての事務的な処理は、書記の方がやることになっております。

**【小早川座長】**

そうすると、今回の私どもの考えている方向性と照らし合わせてみた場合には、審議会の事務局体制を充実させて、そこである程度第三者的にきちっと事案の処理をするという方向か、それとも、審議会とは別に行政サイドに審理担当官というものをきちっと置いて、その地位をはっきりさせる、かつ、審議会に付議・諮問するということにするか、いろいろな方向性はあるかと思うんですけれども、何かお考えいただいたほうがいいのかなという気もしましたけれども。

**【藤村先生】**

標準審理期間の設定が、いろいろなケースがあるため困難だということだと思っておりますが、特に「新たな証拠が提出されること等もあり」というところを強調されているのですが、これはどんな証拠が出てくるケースと考えられるのか、それから、そういうものというのは全体のどの程度のウェイトがあるのかということ伺いたいのですが。

**【防衛省（渡野）】**

済みません、私がこの業務を担当してまだちょっと1年にも満たないというところがございまして、過去にさかのぼったところがちょっと知識としてないんですけれども、私の担当しているその期間の範囲内で申し上げますと、申立人の方から新たな証拠があったということはないんですけれども、分科会としまして、やはり証拠が不十分だ、分科会として審理するに当たってはそこを詰めなければいけないというところの判断があつて物件の提出を要求いたしまして、処分者側から新たに物件を提出して、それに基づいてまた新たな争点が出ますので、審理していくということは経験としてございます。件数としましては、それは私が担当している範囲内であれば、物件提出要求をしたのは、1事案について3件ほどありました。

【藤村先生】

差し支えなければ、どのような物件かわかりますか。

【防衛省（渡野）】

あまり細かい個人情報ちょっと申し上げられないんですけども、要するに自分の健康管理について部隊側がうまくフォローしてくれないということで、そういった趣旨の申立てが内容の中にございまして、その方がほんとうにそのような非常に重篤な体調不調のものなのかということについての疑義がございましたので、部隊に医務室という医療機関があるんですけども、そちらで保管されているカルテですとか、あるいは「身体歴」という言い方をしているんですが、その隊員の方個々に採用から現在に至るまでいろいろな健康診断の経過ですとか、いろいろなそういった医療情報がつづられているものがございまして、その提出をしていただいて、その内容を審理したというのがございます。

【藤村先生】

ありがとうございました。

【防衛省（渡野）】

恐縮なんですけれども、1点訂正させていただいてよろしいでしょうか。

【小早川座長】

はい。

【防衛省（渡野）】

先ほど不服申立てを裁決した後に訴訟になったケースについて御質問がありまして、私は記憶の範囲で、ないと御回答をしてしまったんですけども、私の記憶の範囲内ですけれども、1件だけございました。

【小早川座長】

それでは、よろしゅうございましょうか。

では、防衛省のお考えを伺って一通りの議論をさせていただいたかと思っておりますので、今日はこのあたりでヒアリングを終了したいと存じます。本日はお忙しいところをどうもありがとうございました。

それでは、所定の時刻ともなりましたので、このあたりで本日の検討会を終了したいと存じます。

本日を含めましてこれまで4回にわたって関係府省等からヒアリングを行い、国との関係での御意見を一通り伺ってまいりました。次回は地方自治体の関係について、全国知事

会、全国市長会、全国町村会からヒアリングを行いたいと思います。あわせまして、関係府省等からヒアリングの際に提出された御意見等について、最終報告の取りまとめに当たってどのように考慮し反映していくべきかについても議論したいと存じます。

今後の検討会の進め方ですが、本検討会としての最終報告の取りまとめを行うに当たり、限られた時間の中でできるだけ効果的に議論を進めるために、中間取りまとめのときと同様に原案作成のためのワーキンググループを開催したいと考えております。このワーキンググループのメンバーにつきましては、前回と同様に小幡先生、高橋先生、山本先生、3名の方をお願いしたいと存じます。ということで、この方々にはこれまでの議論の結果を踏まえて、できるだけ早い時期に最終報告の原案を作成していただき、その原案について本検討会で議論をするということにさせていただきたいと思いますので、大変なことで申しわけありませんけれども、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、最後に事務局から連絡事項がありましたら、お願いします。

**【水野室長】**

今後のスケジュールについて御説明いたします。次回は、5月29日、火曜日の午前9時から12時までに、市ヶ谷でございます「アルカディア市ヶ谷」、いわゆる私学会館のことでございます、の6階の「阿蘇の間」で開催する予定としております。なお、開催の御案内は、改めてメールやファクスでもさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

**【小早川座長】**

それでは、これで第13回の検討会を終わります。皆様、本日はありがとうございました。

— 了 —